

自動体外式除細動器 (AED) 貸借 仕様書

1. 件名

自動体外式除細動器 (AED) 貸借

2. 機器構成 (1台あたりの構成を表す)

品名	内容	数量
AED一式	(1) AED本体：1台 寸法 高さ 100mm × 幅 280mm × 奥行き 320mm 以下とする。 (2) バッテリ：1個 (3) 電極パッド：2組 (本体1組、予備1組) (4) 収納用キャリングケース：1個 (5) AED用救急セット ① 人工呼吸用マウスピース又はシート：1個 ② 救急用ハサミ：1個 ③ 脱毛用テープ又は除毛用剃刀：1個 ④ 使い捨て手袋 (ニトリルゴム製等)：1組 ⑤ 汗等水分拭用布：1枚 (6) 取扱説明書 (日本語)：1部 (7) AED設置表示ステッカー：1枚	1セット

3. 機器仕様

- (1) 非医療従事者向けAEDとして医薬品医療機器等法に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- (2) 日本版救急蘇生ガイドライン2020に準拠した機種であること。
- (3) 本契約に係る入札の執行時点において最新の製品又は同等のもので、かつ未使用のものであること。
- (4) 二相性波形除細動器であること。
- (5) 使用時の心電図波形データを保存する機能を有すること。
- (6) 本体の切替スイッチ又は未就学児キー (小児キー) により、小学生～大人モード (成人モード) と未就学児モード (小児モード) の変更ができること。
- (7) 電極パッドは未就学児・小学生～大人兼用 (小児・成人兼用) で、常にAED本体に接続された状態で保管されていること。
- (8) 予備用の電極パッドは、ケース内に収納できること。
- (9) 電気ショックが必要であると判断したのちに、心電図波形が電気ショックを与えるべきでない状態に変化した場合、電気ショックをキャンセルする機能を有すること。
- (10) セルフテスト機能を有し、万一異常がある場合は、表示によって異常を知らせること。また、その履歴を後で確認することができること。
- (11) 心肺蘇生法の手順を日本語の音声でコーチングする機能を有すること。

- (12) 防塵性、耐水性は IEC60529 IP55 に準拠していること又はこれ以上であること。
- (13) 難聴者及び中途失聴者の使用に配慮した機器であること。(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会より「耳マーク」の複製・利用について承諾を得た AED 等)

4. 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

5. 機器納期 令和8年4月1日までとする。

6. 設計条件 60か月(5年)のレンタル料による料金算定

7. 設置場所 別紙参照

8. 設置台数 17台

9. その他

- (1) 本契約はレンタル契約とし、「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合には、当該契約は解除する。
- (2) バッテリー、電極パット及びAED用救急セット等の消耗品の定期交換は、使用期限までに賃貸者が自ら行い、それに係わる経費は賃貸借料に含むこと。
- (3) 使用した消耗品(付属品を含む)の交換に係る経費は、賃貸借料に含むこと。
- (4) 盗難等の保険料は、賃貸借料に含むこと。
- (5) 本体の保証期間は、納入日から賃貸借契約満了日までとする。
- (6) 機器の設置及び撤去費用は、賃貸者の負担とすること。
- (7) AED 本体に契約期間を記載し、配置場所へは図柄による標識を設けること。
(設置場所が変更となる場合には、新たな設置場所に図柄による標識を設けること。)
- (8) 設置場所の職員に対する取扱い説明は、賃貸者が行うこと。
- (9) 機器の不具合等により、プログラム等を変更する必要がある場合は、賃貸者の責任で対応すること。
- (10) 故障などに備え、365日24時間対応できるコールセンターを有すること。
- (11) 納入予定機器の型番・性能等が確認できるカタログ等を、入札物品提示書と共に提出すること。